

大阪の性犯罪被害の状況等

- 平成22年中の強姦認知件数は119件、強制わいせつは1,078件であり、18歳未満では強姦34件（約30%）、強制わいせつは440件（約40%）となっている。（ ）は、総数に占める割合
- 16歳未満の者への声かけなど、性犯罪等の重大犯罪につながる可能性のある行為の警察への通報状況は754件で、小学生以下に対するものが512件と全体のうちの約70%となっている。
- 認知件数は、警察等に認知された件数であり、実際の発生件数ではない。性犯罪は、被害者の社会的、精神的負担など、申告したくてもできない状況がある。認知できていない犯罪の件数（暗数）があり、警察に認知されている件数だけをもって、その実態と判断できない。

性犯罪対策の現状

■法務省の取組み（刑期中）

法務省が所管している矯正施設、保護観察所において、性的な目的で性犯罪を行った刑期中の者に対しては、再犯防止と子どもや女性を被害から守り、社会の安全性を高めることを目的として性犯罪者処遇プログラムが平成18年度から実施されている。「認知行動療法」を基礎として実施されている。

■諸外国の取組み

先進諸外国では、社会に与える危険性の高い性犯罪者に対する諸対策が積極的に進められており、矯正施設から司法機関の手を離れるまでの期間の対策は、長期の観察期間を付す、観察期間の延長、電子装着装置の活用、性犯罪者の情報公開、生活環境の指導、改善体制や医療制度に至るまで、多面的に行われており、法整備や予算措置なども含め、国家を挙げて再犯防止の対策をとっている。

■警察庁の取組み（刑期後）

警察庁では、H17年6月から通達により、「子ども（13歳未満）対象・暴力的性犯罪」の出所者について、出所後の所在確認及び継続的な所在確認を行うなど再犯防止の措置を行っており、本年4月からは、出所後の所在確認等を行う際に、必要に応じて、対象者の同意を得た上で面接及び面談を行い、助言指導、相談等支援も併せて行っている。大阪では、面接・面談を実施した85%がこの制度に肯定的で、「話相手になり、社会復帰を支援してくれるのは良いこと」「面接は、息子の再犯の歯止めになる。家族としても心強い」などの声が寄せられている。

大阪府の性犯罪対策について

※考え方

子どもに対する性犯罪は、被害者の人権、尊厳を踏みにじる、決して許すことのできない犯罪であり、子どもに深刻な身体的苦痛や被害をもたらすとともに、精神的にも深刻な影響を与え、その後の成長発達に大きな傷跡を残すことになるなど、本人、その家族をはじめとして府民生活に重大な影響を及ぼすものである。特に、子どもは、周囲の大人に支えられながら、健全に育成されるべきところ、その根底を崩壊させるものである。

子どもの安全を最優先に「社会全体で次世代を担う子どもを性犯罪から守る」という視点から、子どもが性犯罪の被害に遭わない、性犯罪者を作らない社会の実現を、全国に先駆けて大阪から発信するべきである。

※大阪府が今後対応すべき具体内容

国の動きを待つのではなく、広域自治体として、条例化すべき事項について検討を行った。

- I 健全な社会生活を営む府民などに対し、予防の観点からの広報啓発活動
- II 現行法上、犯罪行為に至らない程度の行為が子ども、保護者、地域に不安を与える場合もあることから、この行為に対する規制
- III 刑期終了者の社会復帰支援をはじめとした再犯防止に、相談活動が一つの有効な手段であることから府独自の社会復帰支援策の構築とそのための居住地の届出制度

条例に基づく対策の評価

- 部会において様々な意見が出されたことを踏まえ、条例制定後の一定期間後に、対策の評価を行い、必要に応じて新たな対策の構築や修正を加えるなどの見直しを図ること。

国への要望等

- 刑期終了者に対する対応については、本来、国が法制度として確立し実施すべきものであり、①できる限り早期に対応すること、②国が実施するまでの間、全国に先駆けて実施する大阪府の取組みを財政的な面も含め支援すること、を要望すること。

I 広報啓発活動等の対応

■子ども安全対策

- 子ども安全対策については、防犯、防災、福祉、青少年、教育などあらゆる分野から対策が講じられてきた。
- しかし、子どもに対する防犯対策については、罪のない子どもが被害者となる重大な事件、これまでの常識や日本社会が大切にしてきた地域の絆だけでは対処できないような出来事に直面し、改めて、地域のあり方、地域防犯のあり方について考えさせられた。

※更なる意識醸成が必要

- 特に、性犯罪被害を減らすには、犯罪そのものを起こさせない社会環境づくりが必要であり、行政が地域による防犯活動をバックアップしながら、行政、警察、教育機関、事業者、府民が連携して、「社会全体で子どもを守る」という意識をさらに醸成することが何より大切である。
- 性犯罪という特質に十分配慮し、子どもを守る取組みと一体となった効果的な広報・啓発を行うべきであり、性犯罪の実態への理解、被害者に最大限配慮した情報提供（地域への警鐘）、子ども自身が被害に遭わないようにするための教育も重要と考える。

II 現行法上、犯罪行為に至らない程度の行為への対応

■子どもに対する声かけ事案などの現状

- 子どもを守る活動が定着、活発化の方向に進んでいる中においても、社会を震撼させる事件だけでなく、事件に発展しないまでも、子どもにお金をあげるなどの甘言を用いた声かけや、無言でついてくるといった特異な行動に関する情報が年間約500件（小学生以下）も通報されており、子どもや保護者など地域社会に不安を与えており、何らかの規制が必要。子どもに対して性犯罪を犯した者の多くが、これらの行為を事前に行っていたとの報告もある。

※規制の内容

- 保護する年齢は、自ら危険を回避する防衛能力が低いと考えられることから13歳未満とすることが妥当。
- 不安を与える行為の規制→条例化にあたっては、対象となる行為を具体的に明示することが重要。声かけだけでなく言動、「ことさら子どもに接近する行為」「自己の支配下に置こうとする行為」など、子どもや地域社会に不安を与える行為の検討。また、常習者は子どもに対する危険性はより高く、処罰の対象と考える。
- 威迫する行為の規制
犯罪行為に極めて近い行為であり、同行の罰則を含めた規制は、重大事件の被害者になることを防止し、併せて行為者自身への警鐘など性犯罪被害の未然防止にも資するものである。
- 禁止行為違反者を発見した場合は、被害予防、地域住民の意識高揚の観点から積極的な通報を行うべきであるが、健全な地域活動や子どもの健全育成活動等の阻害に十分配慮すべきであり、通報を行う際には、何より、子どもの不安を取り除くようにすることが必要。

III 刑期終了者に対する対応

■刑期終了者の現状

- 刑期終了者に対する取組みは、更生保護施設（民間施設）における取組みなどが一部認められる程度である。
- 国の資料にも、相談先が見つからないまま再犯に至っている者が多いことが記載されており、性犯罪受刑者からも「再犯について何らかの不安を感じている」、「誰か、周りに支えてくれる人がいれば良い」などのアンケート意見がある。
- 警察官の対応（見守り活動）の成果にもあるように、相談などの取組みが、自己抑制につながるなどの意見がある。

※社会復帰支援員（仮称）による相談

- 保護観察所等関係機関と十分協議し、例えば、臨床心理士、医師、民間の保護司、警察官等による社会復帰への相談。
- 関係機関と十分連携をとりながら、実行性のあるものにするるとともに、条例施行までには相談方法などを確立し、研修についても終了するなど、円滑な運営ができるよう準備しておく必要がある。

社会復帰支援の取組みを導入するためには、居住地等を届けてもらう必要がある（届出義務化の制度創設）。

※届出制度の内容

- 届出制度については、届出者の限定、届出期間や届出情報を限定するなど、対象者に過度な負担を負わせることのないよう配慮する必要がある。対象者のプライバシーへの十分な配慮と届出情報の厳格な管理は必要不可欠。
- 届出者の限定は、強姦などの暴力的性犯罪に児童ポルノの製造の罪も加える。
- 対象性犯罪の対象年齢については、子どもを守るという視点から、児童福祉法、大阪府青少年健全育成条例等を参考に18歳未満とすべきと考える。
- 届出期間は、5年間程度に限定することが適当。
- 届出情報は、居住地等、届出制度の運用に必要な不可欠な情報に限定すべきと考える。
- 届出情報については大阪府を管理者とし、情報については社会復帰支援活動に限定し、厳格に運用することが必要。
- 届出制度の目的は、出所者の社会復帰支援が目的であることから、届出義務の実効性を担保する手法として罰則を設ける場合であっても、行政罰の秩序罰（行政処分）とすべき。